

平成22年度財政健全化判断比率と資金不足比率を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定められた公表を要する財政指標は次のとおりです。

(1) 実質赤字比率

福祉、教育やまちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等（普通会計）の赤字額の程度を指標化して、財政運営の深刻度を表すのが「実質赤字比率」です。これは地方公共団体の普通会計が赤字決算の場合のみ数値が表示されます。

平成22年度における鏡野町一般会計等の実質赤字比率は、実質的な赤字額が生じておらず、黒字となりました。

一般家庭と同様に、地方公共団体の財政運営においても、本来、赤字が生じないようにすべきであり、赤字が生じた場合には十分にその原因を明らかにする必要があるとともに、早期の赤字解消が必要となります。その赤字の程度を示すために、赤字額を税収入や地方交付税等の合計額で示される「財源の規模」と比較した指標が「実質赤字比率」であり、この比率が高くなるほど歳入確保と歳出削減が必要となり、行政サービスが低下してしまいます。

健全化判断比率			(単位：%)
財政指標	国の基準数値	22年度鏡野町の数値	(参考) 21年度数値
(1) 実質赤字比率	13.96	—	—
(2) 連結実質赤字比率	18.96	—	—
(3) 実質公債費比率	25.00	17.2	18.0
(4) 将来負担比率	350.00	37.4	38.7

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、町の各会計において赤字が生じていないため「—」表示で記載しています。
- 2 各比率が、国の基準を1つでも上回る場合は、自主的改善努力が義務付けられます。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計等とそれ以外のすべての会計の黒字額や赤字額を合算して、地方公共団体全体としての赤字額の程度を指標化して財政運営の深刻度を表すのが「連結実質赤字比率」です。

地方自治体の会計には、一般会計のほかに、料金収入等の特定の収入を主な財源として特定の事業（行政サービス）を実施している公営事業会計（病院、水道、下水道事業会計ほか）など複数の会計があります。会計が分かれているとは言え、例えば一般会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、一般会計にも大きな影響を与えかねません。

そこで、それぞれの会計の赤字額と黒字額を合算して、その地方公共団体としての全体の資金の不足の程度を把握するため、この合算額を「財源の規模」と比較して指標化したものが「連結実質赤字比率」です。合算額が赤字の場合のみ数値が表示されます。

平成22年度における鏡野町全体の連結実質赤字比率は、実質的な赤字額が生じておらず、黒字となりました。

(3) 実質公債費比率

地方公共団体が政府や市中銀行から借り入れている借入金（地方債）の返済額（公債費）やこの返済額に準じるものとされる額の大きさを指標化し、その資金繰りの危険度を表すのが「実質公債費比率」です。地方債そのものは、大規模施設等の建設を行なう際の財源として借り入れを行なう点と、もう一方では将来の住民にも同等に経費を分担していただく意味もあります。しかし、過度の借り入れは後年度の住民に過重な負担を強いることにもなります。

一般会計の公債費は、当然、一般会計で支払いしますが、それ以外に公債費に準じるものとして、公営企業会計等の他の会計の公債費に充てるために一般会計から繰り出す経費もあります。

こうした公債費に準じる経費も一般会計の公債費に加算して、実質的な公債費を算出し、「財源の規模」と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。この比率が18%を超えると自由に借り入れが出来なくなります。

平成22年度における鏡野町の実質公債費比率は、17.2%となりました。

鏡野町の比率は、昨年度と比べて0.8%下がったものの依然として高い比率となっております。これは計画的な地方債の繰上償還や借り入れの抑制を行なったことと、一部の大規模事業に係る地方債償還が終了したことによるものです。今後は、事業によってはやむを得ず借り入れを行なう必要がある場合を除き、引き続き借り入れの抑制に努め、後年度の負担軽減を図ることとしています。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の地方債や将来支払わなければならない可能性のある負担等の残高を年度末（3月31日）時点で算定し、すべての負担を含めた負担額を「財源の規模」と比較して指標化したものが「将来負担比率」です。

地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、一般会計の地方債残高のほか、将来の支払を約束したもの（債務負担行為）、町職員の退職手当、公営企業会計など他の会計の地方債残高のうち一般会計が負担するべきものと見込まれるものなどがあります。

平成22年度における鏡野町の将来負担比率は、37.4%となりました。

鏡野町の比率は、昨年度と比べて1.3%下がりました。これは、一部事務組合への施設建設負担金や下水道事業への投資額が増えたものの、「財源の規模」の多くを占める普通交付税等が増加したためです。

ただし、普通交付税等の額は国の都合により増減することが予測されるため、その動向によっては今後大きく変動することが予測されます。

(5) 資金不足比率

病院事業、水道事業、下水道事業など公営企業の資金不足を、流動資産や流動負債、料金収入等の規模で示される「事業規模」と比較して指標化し、各公営企業会計の経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

平成22年度における鏡野町の公営企業会計の資金不足比率は表のとおりで、全ての公営企業会計で実質的な資金不足額は生じておりません。

資金不足比率（単位：％）		
特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準比率
国民健康保険病院事業会計	—	20％
水道事業会計	—	20％
簡易水道特別会計	—	20％
公共下水道特別会計	—	20％
農業集落排水事業特別会計	—	20％
林業集落排水事業特別会計	—	20％
備考	1 各会計において、資金不足額が生じていないため「—」表示で記載しています。 2 各比率が、経営健全化基準を上回る場合は、自主的経営改善努力が義務付けられます。	

(参考) 平成22年度鏡野町各会計決算の状況				(単位：千円)		
会計名		歳入決算額	歳出決算額	実質収支額 (注1)		
普通会計	一般会計	12,268,376	11,153,477	996,952		
	津山・富線共同バス運行事業特別会計	5,706	5,492	214		
	奨学会特別会計	11,560	3,005	8,555		
	飲料水供給施設等特別会計	7,750	7,750	0		
	越畑専用水道特別会計	2,285	1,223	1,062		
公営事業会計	国民健康保険特別会計(事業勘定・直診勘定)	1,872,154	1,820,543	51,611		
	老人保健特別会計	140	122	18		
	介護保険特別会計	1,438,197	1,422,653	15,544		
	後期高齢者医療特別会計	160,165	160,147	18		
公営企業会計	法非適用	簡易水道特別会計	244,004	237,992	6,012	
	農業集落排水事業特別会計	325,531	317,975	7,556		
	林業集落排水事業特別会計	14,369	14,369	0		
	公共下水道特別会計	770,811	740,876	29,935		
	法適用	会計名	総収益	総費用	利益剰余金残高(注2)	
	国保病院事業会計(損益計算書)	1,312,659	1,245,184	216,138		
水道事業会計(損益計算書)	218,286	232,615	40,830			

(注1) 実質収支額 = (歳入決算額 - 歳出決算額) - (23年度へ繰り越して使用する額)

(注2) 利益剰余金残高 = 前年度繰越利益剰余金 + 純利益 (-純損失)

(注3) 公営企業会計の内、「法適用」とは、地方公営企業法の適用を受けている会計。「非適用」とは、適用を受けていない会計。